

番 号 : 131167  
 国 名 : グアテマラ  
 担当部署 : 産業開発・公共政策部 行財政・金融課  
 案件名 : 地方自治体能力強化プロジェクト (参加型開発)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : 参加型開発
- (2) 格 付 : 3 ~ 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2014年1月中旬から2014年3月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数 :
 

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	30日	5日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月18日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、  
 または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出  
 ※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易  
 プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ  
 (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ① 業務実施の基本方針 18点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ① 類似業務<sup>注</sup>の経験 36点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 12点
    - ③ 語学力 20点
    - ④ その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	参加型開発に係る各種業務
対象国/類似地域	グアテマラ/中南米
語学の種類	スペイン語 (語学は認定書 (写) を添付してください。)

**5. 条件等**

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

**6. 業務の背景**

グアテマラでは、1996年の内戦終結及び平和協定以降、歴代政権は貧困削減に取り組んできた。しかしながら人口に占める貧困層の割合は53.7%と依然として高く、特に地方部に貧困層が集中している。そのため、グアテマラ政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題と位置付けている。

このような背景の下、2002年、同国政府は「地方分権化法」を制定し、以来、地方分権を通じた地域開発に取り組んでいる。更に同年、「都市農村開発審議会法」を制定し、それによって、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国及び地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。それら各レベルに設置する開発審議会を通じて公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、より地域住民のニーズに沿った開発計画が策定されることを目指している。

2012年1月、同国ではオッター・ペレス・モリーナ（愛国党）政権が発足し、政権の公約「改革のための3アジェンダ 2012-2016」では「治安」「経済開発」「インフラ整備」「社会包摂」「持続的農村開発」の5つの柱が掲げられており、「飢餓撲滅(Hambre Cero)」が「社会包摂」の中に位置づけられている。当該 Hambre Cero 政策では、2015年までに慢性的栄養不足を10%削減することを目標に掲げ、166の自治体を対象としてプログラムを実施予定である。右政策実施にあたっては、現政権においても前政権に引き続き、地方分権化を通じた地域開発を重視としている。特に市については、市が住民に最も近い存在であることから、新政権の重点政策を反映させた市の開発計画として「地方自治体計画(Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促している。しかしながら、現実には、市は財政・組織・行政能力が依然として低く、分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かさず、また他の組織との調整も十分に行えていない状況にある。

こうした状況に対し、2005年から2007年まで、JICAは貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元NGOや住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ実績がある。また、2010年から2012年にかけて、個別専門家を派遣し、同国西部の3県8市に対し、当該地域の地方公務員の能力強化を目的とした研修を実施し、各市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の実施に対する支援を行ってきた。グアテマラ政府は、研修を受けた若手職員及び地方自治体の行政担当官、地域住民リーダーが習得した知識や「生活改善アプローチ」を活かし、それぞれの現場で実践に取り組む状況を確認すると共に、JICA支援の成果を高く評価し、今般我が国に対し、農村地域の総合開発のための支援要請が行われた。これに応えるため、生活改善アプローチを始めとする過去のJICA支援の成果を参照しつつ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価に対する支援を実施するものである。

本案件は2013年3月～2016年9月の期間で実施される技術協力プロジェクトである。中央省庁のカウンターパートは大統領府企画庁(SEGEPLAN/以下G/P)であり、併せて本案件では、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県にある計8市をパイロット市として支援することを予定している。

本専門家は、チーフアドバイザー/ガバナンス専門家及び業務調整/地方行政専門家と協力し、プロジェクト内におけるパイロット市が取り組む行政サービスの向上と参加型市開発計画の策定・実施に関する能力強化を支援することを目的として、派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、具体的には、市職員の能力強化のための現地研修の計画策定、実施、フォローアップに対する支援や、生活改善アプローチを取るうえで必要となるコミュニティ関係者への研修計画の策定、実施等を支援する。またその過程で得られたグッドプラクティスや課題を抽出し、長期的な地方行政の能力の在り方とその自立発展的な共有・普及の具体的な方法を見つけ出すことについて助言・支援することを業務とする。

### (1) 国内準備期間(2014年1月中旬)

- ① 詳細計画策定調査報告書やプロジェクト関係資料及びプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を確認した上で、全体期間にかかるワークプラン(和文、西文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。
- ② JICA産業開発・公共政策部との打ち合わせや関連する会議へ出席する。

(2) 現地派遣期間 (2014年1月中旬～2月下旬)

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA グアテマラ事務所及び他のプロジェクト専門家に対し、全体ワークプランを提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
- ② C/P 機関、他のプロジェクト専門家と協議を行い、プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認し、プロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
- ③ プロジェクトの目標達成に必要な活動について、プロジェクト関係者 (C/P、プロジェクト専門家、JICA グアテマラ事務所等) と意見調整を行い、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- ④ 現地専門家に対して生活改善アプローチに関する技術移転を行う。但し、現地専門家は既に基本的な技術は取得済みであるため、現場で発生する技術的問題のうち、現在のところ現地専門家では対応が困難と思われる事項に関して、現地専門家が解決できるように指導を行なう。
- ⑤ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、生活改善アプローチを反映させた村落調査方法の開発を行う。
- ⑥ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、市が雇用した生活改善普及員を対象とした能力強化研修の為に、研修計画の作成を支援する。
- ⑦ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、生活改善普及員に対する能力強化研修の計画・実施・評価に際し、現地専門家を支援する。
- ⑧ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、市役所関係者を対象とし、市の社会開発事業実施手続への住民参加を促すことを目的としたガイドブックの作成を支援する。
- ⑨ プロジェクトが作成する教科書、広報資料他に関して、生活改善アプローチに関わる内容に関する監修を行う。
- ⑩ プロジェクトで取り纏める広報業務への協力を行う。
- ⑪ C/P と協議の上、現地派遣終了後に C/P 及びパイロット市等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。
- ⑫ 現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書 (案) (和文、西文) として取りまとめ JICA グアテマラ事務所、C/P に報告、提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年2月下旬～3月上旬)

- ① 現地活動の結果を整理する。
- ② 現地業務結果報告書 (和文、西文) を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (2) 現地業務結果報告書とする。

(1) ワークプラン

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所)

西文 2 部 (JICA グアテマラ事務所、C/P 機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所)

西文 2 部 (JICA グアテマラ事務所、C/P 機関)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、データも併せて提出すること。また現地派遣期間中は業務従事月報を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html) プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年1月中旬～2月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

- ・ チーフ／ガバナンス（短期派遣専門家）
- ・ 業務調整（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る資料は、JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融課（Tel.03-5226-6916）にて閲覧可能。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上